



Date

【No.4】高額療養費制度・限度額適用認定証

このコーナーでは、皆さまが病院においてより快適に過ごしていただけるように、病院の「読んでお得」な情報を発信していきます。第4回目の今回は「高額療養費制度・限度額適用認定証」についてお伝えしたいと思います。

高額療養費制度は、医療機関などの窓口で支払った額が同一月で高額になった場合に、自己負担限度額（年齢および所得状況などによる）を超えた金額が、あとで払い戻しされる制度です。

70歳未満の方

70歳未満の方で医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、同一月の外来受診時の窓口負担や、院外処方調剤薬局での窓口負担、および入院時の窓口負担がそれぞれ自己負担限度額までとなります。

1か月あたりの自己負担限度額

(2017年8月1日現在)

区分	所得区分	過去12か月の高額該当3回目まで	4回目以降
ア	年収約1,160万円以上	252,600円+(100%の医療費-842,000)×1%円	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(100%の医療費-558,000)×1%円	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円	80,100円+(100%の医療費-267,000)×1%円	44,400円
エ	年収約370万円未満	57,600円	44,400円
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

70歳以上の方

70歳以上の方は、保険証・高齢受給者証を提示することで限度額適用認定証の申請を行わなくとも、高額療養費制度が適用されます。ただし、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要になります。

1か月あたりの自己負担限度額

(2017年8月1日現在)

所得区分	外来	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得(課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(100%の医療費-267,000円)×1% (4回目以降44,400円)
一般所得(課税所得145万円未満)	14,000円	57,600円(4回目以降44,400円)
住民税非課税世帯「区分Ⅱ」	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯「区分Ⅰ」		15,000円

- * 保険外負担分は対象外となります。
- * 詳しくは各外来受付にリーフレットがございます。

【申請先・お問い合わせ先】

ご加入されている保険の保険者に対して交付申請を行ってください。

- 国民健康保険・・・お住まいの市町村(支所・出張所も可)
- 協会けんぽ・・・全国健康保険協会の各支部
- 組合保険・・・各健康保険組合・共済組合・国保組合

